大和町集中改革プラン

平成１８年３月

大　和　町

は　じ　め　に

大和町は，地域の特色ある歴史と文化をはぐくみ，福祉が充実し，安全でゆとりある快適な生活が営める町を実現するため，各種施策を展開し事業の推進に取り組んで参りました。

また，昭和 60 年，平成 8 年及び平成 14 年にそれぞれ行政改革大綱を定め，事務・事業や組織機構について見直しを行うとともに，行政サービスの向上に努めて参りましたが，地方分権の進展は，自治体に対しこれまで以上に自己責任，自己決定と自立を求めるなど，町村の役割は，ますます重要となっており，さらに近年の経済情勢等により自治体の財政状況は逼迫化し，効果的，効率的な財政運営が強く求められているところです。

本町においては，平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定の「今後の行政改革の方針」を受け，総務省で策定の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を参考として，平成 21 年度までの行政改革を集中的に推進する内容の「集中改革プラン」を新たに策定したところであります。

行政改革は，理想とするまちづくりのひとつの手段であり，たゆまない見直しを図りながら，着実な歩みを続けて参りたいと考えておりますので，町民皆様の一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

平成１８年３月

大和町長　浅　野　　元

大和町集中改革プラン

第１　基本的な考え方

当町は，平成 17 年 4 月に町制施行 50 周年の節目を迎え，新しい 50 年に向って新たにスタートをしたところです。

わが国の経済は，企業収益の改善や設備投資の増加とともに，個人消費もわずかに増加してきており，雇用情勢も改善が進むなど，緩やかに回復を続けているところであります。

また，地方財政については，国と地方による「三位一体の改革」のもとに国庫補助金の縮減，地方交付税については国の歳出の見直しと歩調を合わせた地方財政計画の合理化，透明化を進めることとされております。

このような方針にもとづいて，本町の財政は，歳入面では法人町民税等の回復の兆しも見られ若干の伸びが期待できるところですが，地方交付税については，さらに削減が予想され，歳入全体としては減収になると見込まれます。

歳入面でも，公債費が依然高い水準で推移するほか，扶助費の増大に対応する必要があり，引き続き経常経費の削減を行っていかなければなりません。

こうしたことから，事務事業の見直しを行うなど，限られた財源を効果的に配分するとともに,効率的な行財政運営を図り，実効性のある行政を進めてまいります。

平成 18 年 4 月からは,これまでの職員給与構造を大きく変革する改正を行い，行政職では，8 級制を 6 級制に，単純労務職では，5 級制を 4 級制にして，従来の号俸を基本的に 4 分割して全体号俸数を増やした上で,職員の仕事に対する取り組み,目標に対する成果等の評価を踏まえて昇給号数を決定するシステムとすることといたしております。目標管理にあたっては，職員各々が仕事に対する目標，計画をより一層鮮明にし，その内容に関して自他ともに評価，意見交換することで，職員資質の向上と人材育成も併せて行ってまいります。

第２　実施期間

この集中改革プランは，平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を実施期間とする。

第３　集中改革推進のための重点事項

１　事務事業の再編･整理，廃止・統合

２　民間委託等の推進（指定管理者制度）

３　定員管理の適正化

４　手当の総点検を始めとする給与の適正化

（給料表の運用,退職手当，特殊勤務手当等諸手当の見直し等）

５　経費節減等の財政効果

第４　集中改革推進のための具体的な方策

１　事務事業の再編･整理，廃止・統合

(1)　行政サービスの向上と効率的な事務事業の推進

「町役場はサービス機関である」との原点に立ち帰り，顧客である町民の満足度向上のため，町民サービスを強化し，親切・丁寧に対応する体制の整備を図るとともに，行政情報の提供や行政手続きの簡素化を図り，町民の利便性向上に努める。

また，現行の事務事業については，限られた人員や財源の有効活用を図り，社会経済情勢の変化や新たな行政課題に弾力的かつ的確に対応していくため長期的な展望に立ち，その重要性，必要性，効果等の観点でスクラップ・アンド･ビルドを図るとともに新規事業についてもその優先順位を明確にし，事業の適切な選択を行う。

組織機構については，平成 16 年 10 月において，18 課局を 14 課局とし，さらにグループ制の導入により係制から班長を中心とした体制に移行したところであるが，平成 21 年度までに，検証，見直しをするものとする。

(2)　広域行政の推進

広域的な見地に立って企画・調整又は処理することが適切な事務事業については，引き続き関係市町村と連携を深め，総合的な広域行政の推進に努める。

・入札参加資格審査事務の共同処理

入札参加資格審査事務については，受付，審査，データ入力等の事務が行われ，膨大な量の申請書類を処理することとなるため，郡内の町村等と共同して処理することで，事務処理の迅速化，省力化が図られ，また，申請者の負担軽減にもなることから，この事務の共同処理を積極的に推進する。

２　民間委託等の推進（指定管理者制度）

指定管理者制度の活用及び民間委託等の推進

平成 18 年度において，四十八滝運動公園，原阿佐緒記念館，大和町認知症高齢者グループホーム及びダイナヒルズ西部公園等について，指定管理者制度を導入する

平成 21 年度までに大和町総合運動公園及大和町ふれあい文化創造センターについて，管理のあり方を検討する。

町民バス，ごみ収集，庁舎管理，学校給食及び一部の公園管理は，引き続き民間に委託するとともに，そのほかの事務についても業務の効率性やコストを民間等と比較検討し，行政運営の効率化や町民サービスの向上に有効な事務事業については，積極的に民間委託の推進を図る。

公共施設等の管理運営

・地区コミュニティセンター

地区コミュニティセンターとして，宮床基幹集落センター，吉田ふるさとセンター，落合ふるさとセンター，吉田コミュニティセンター，鶴巣防災センターについては，以前には一部役場出張所と併設されるなど，地域コミュニティーの拠点として，町の事務事業のほか，各種地区行事

に利用がなされてきたところである。

しかしながら、役場出張所が廃止（平成 10 年度）されたことにより利用は減少の一途を見ている状況にあり，今後においては，補助事業での制約も考えられるが，基本的には地元利用団体への管理委託を進めることとする。

なお，委託にあたっては，使用料の見直し（無料化）のほか，巡視員や清掃員配置の見直しなど行ない，地元利用団体の自主管理を促す。

・児童館

児童館は，自由来館・学童保育型（吉岡，もみじヶ丘は設置当初から，宮床は平成 12 年度から移行）及び保育型（吉田，大平，報恩寺）により運営されているが，この件については，平成 13 年 3 月 27 日付けで「時代の変化に対応した今後の児童館・保育所・幼稚園教育のあり方に関する調査研究委員」から「時代の変化に対応した今後の児童館・保育所・幼稚園教育のあり方」と題して，1 クラス 15 名前後を切る場合には，本来の児童館（自由来館・学童保育型）への移行が望ましいとの答申がなされているところである。

少子化や私立幼稚園等幼児教育への志向，女性の就労形態の多様化等による入館児童数の減少を続け，特に，保育型児童館でのバス運行等後援会活動の保護者負担の増加など，厳しい状況は変わっておらず，答申どおり，本来の児童館（自由来館・学童保育型）へと移行していくこととし，幼児教育についても，民間の特色ある教育力の発揮に着目し，その促進を図っていくものとする。

3　定員管理の適正化

定員管理の適正化と人材の育成

限られた人員や財源の有効活用を図り，社会経済情勢の変化や新たな行政課題に弾力的かつ的確に対応していくために，平成 16 年 10 月に組織機構の見直しを行い，18 課局を 14 課局に再編したところである。また，縦割り行政の溢路及びスリム化される行政で住民サービスの向上を図るため，係制を改め，班長を中心としたグループ制に移行した。

今後も引き続き，事務事業の見直し，組織・機構の簡素合理化，民間委託の促進等を積極的に推進するとともに，将来の行政需要等を勘案し，職員の年齢ピラミッドを考慮しながら，少数精鋭を基本とする計画的な定員管理に努めることとする。

また，地方分権時代に要求される自己決定，自己責任に対応できるよう，職員の政策能力の向上と意識改革に努める。

（1）　適正な定員管理の推進

最少の経費で最大の効果をあげるという観点から，常に定員について見直しを行い，少数精鋭による無駄のない行政を展開することが求められている。このため，行政のスリム化を図りながら，21 年度までの 4 年間に職員 7.8%(17 人)の削減を目標とする「定員適正化計画」を策定し，計画的な定員管理の適正化に努める。

（2）　職員の意欲を高め，人材を育てる人事制度の改革

効率的・効果的な行政運営を展開するためには，職員一人ひとりが誇りと情

熱を持って仕事に取り組むことが求められ，高い資質と能力を有する人材の確保・育成とその能力を十分発揮できる職場環境をつくることが必要不可欠である。

そのため，人事管理方針の明確化を図るとともに，適材適所の人事配置や国が進めている公務員制度改革に準じた改革の実施など，人事制度の改革を図っていく。

（3） 時代の変化に対応できる人材の育成

町民の期待と信頼に応え得る行政感覚を有し，町民の町政参画意識及び町民ニーズの変化に即応した政策形成能力や新たな時代の流れに対応できる創造的能力を有する意欲的な職員を育成するため，「人材育成基本計画」を策定し，効果的な職員研修を計画的に実施することにより，職員の意識改革と能力開発を図る。

4　手当の総点検を始めとする給与の適正化
(給料表の運用,退職手当，諸手当の見直し等)

今日の地方公共団体は，分権型社会の進展とともに，住民の複雑多様化，高度化する行政ニーズへの対応が厳しく求められ，地域における様々な課題を自らの判断と責任において解決し，成熟社会に対応した個性豊かな地域社会形成が期待されている。

低成長期社会への対応として，既に多くの民間企業においては，能力・業績を重視した人事管理制度へと移行しており，地方公共団体においても，年功序列的なものから，能力，業績を重視した方向へ転換していくことが時代の要請ともなっている。

地方公共団体を分権型社会にふさわしい組織に変容させていくためには，個々の職員が困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることがこれまで以上に求められ，職員自身の意識改革と能力開発を効果的に推進する必要がある。このような能力，業績重視の人事管理を実現するために，個人の能力や業績を公正・公平に評価する手段として目標管理，人事評価システムの導入は不可欠な要素であると考えられる。

平成 18 年 4 月から，これまでの職員給与構造を大きく変革することとなる改正を行い，行政職では，8 級制を 6 級制に，単純労務職では，5 級制を 4 級制にして，従来の号俸を基本的に 4 分割して全体号俸数を増やした上で，職員の仕事に対する取り組み，目標に対する成果等の評価を踏まえて昇給号数を決定するシステムとする。

また，目標管理にあたっては，職員各々が仕事に対する目標，計画をより一層鮮明にし，その内容に関して自他ともに評価，意見交換することで，職員資質の向上と人材育成も併せて行っていくものである。

退職手当については，給与構造の改革に伴い，平成 18 年 4 月 1 日から新制度に切替えられることから，勧奨による退職時の特別昇給（対象者 45 歳から 49 歳まで）を廃止するとともに，勧奨の対象職員年齢を 45 歳以上から 50 歳以上に引き上げ，退職手当組合の勧奨退職の対象者の年齢基準と同一にするものとする。

5　経費節減等の財政効果

財政の健全化と効率的執行

地方分権型社会においては，行政依存型から脱却した町民自らが参加し創造する地域づくりが必要で，町民が安心して生活を送り満足が得られるための行政運営や行政機能が強く求められる。このために，サービスの質的向上を図り，税負担に見合う成果を追求するなど，町民から理解と信頼を得るための行財政システムへの質的転換を図り，行政活動や財政状況の説明責任を果たすものとする。

また，現在の経済情勢から，町税の増収が望めないことや，国の地方財政計画等から地方交付税が減額される状況にあり，さらに多額の起債残高を抱えている財政状況から,今後,財政基盤の強化に努め健全性を確保するため，今後の政策の推進に当たっては，限られた財源を効果的かつ効率的に執行することとする。

経費節減等の財政効果

総括表　（単位:百万円）

項目				効果額（計画額）						（参考）平成16年度までの実績
				平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	
歳入	超過課税の実施，法定外税新設									
	税の徴収対策			3	4	4	5	5	21	10
	使用料･手数料の見直し				5	8	8	8	29	
	未利用財産の売払い等			1	50	20	20	20	111	105
	その他									
	計			4	59	32	33	33	161	115
歳出	人件費削減	職員削減		13	17	42	84	96	252	
		うち退職者の不補充		13	17	42	84	96	252	
		うち嘱託職等員の活用を除いた分		8	12	37	79	91	227	
		給与等削減	職員 給料						0	
			職員 手当	17	17	17	17	17	85	35
			三役等特別職 給料	1	1	1	1	1	5	5
			三役等特別職 手当	2	2	2	2	2	10	
			議員 報酬	6	6	6	6	6	30	12
			議員 手当	3	3	3	3	3	15	6
			計	29	29	29	29	29	145	58
		その他							0	
		小　計		42	46	71	113	125	397	58
	組織の統廃合									
	民間委託による事務事業費削減			29	29	29	29	29	145	145
		うち指定管理者制度導入によるもの		0	0	0	0	0	0	
	施設等維持費の見直し								0	
	補助金等の整理合理化			7	13	13	13	13	59	
	内部管理経費の見直し								0	
	その他事務事業の整理合理化								0	
	その他								0	
	計			78	88	113	155	167	601	203
合計				82	147	145	188	200	762	318
投資的経費の見直し					106	480	92	223	901	
再計				82	253	625	280	423	1,663	318

項目別内訳

①税の徴収対策

平成１７年度			
町税等収納特別対策本部徴収実績		1,483,800 円	
対策本部徴収督促後収納があったもの		1,880,900 円	
計		3,364,700 円	効果額　計　3 百万円
平成１８年度			
町税等収納特別対策本部徴収計画	1.1 倍	1,632,180 円	
対策本部徴収督促後収納見込み	1.1 倍	2,068,990 円	
計		3,701,170 円	効果額　計 4 百万円
平成１９年度			
町税等収納特別対策本部徴収計画	1.1 倍	1,795,398 円	
対策本部徴収督促後収納見込み	1.1 倍	2,275,889 円	
計		4,071,287 円	効果額　計 4 百万円
平成２０年度			
町税等収納特別対策本部徴収計画	1.1 倍	1,974,937 円	
対策本部徴収督促後収納見込み	1.1 倍	2,503,477 円	
計		4,478,414 円	効果額　計 5 百万円
平成２１年度			
町税等収納特別対策本部徴収計画	1.1 倍	2,172,432 円	
対策本部徴収督促後収納見込み	1.1 倍	2,753,825 円	
計		4,926,257 円	効果額　計 5 百万円
備考			

②使用料手数料の見直し

平成１７年度		
		効果額　計　0 百万円
平成１８年度		
廃棄物処理手数料見直し	5,250,000 円	
効果額　計 5 百万円		
平成１９年度		
廃棄物処理手数料見直し	5,250,000 円	
各種使用料手数料見直し	3,000,000 円	
計		効果額　計 8 百万円
平成２０年度		
廃棄物処理手数料見直し	5,250,000 円	
各種使用料手数料見直し	3,000,000 円	
計		効果額　計 8 百万円
平成２１年度		
廃棄物処理手数料見直し	5,250,000 円	
各種使用料手数料見直し	3,000,000 円	
計		効果額　計 8 百万円
備考		

③未利用財産売払い

平成１７年度 不動産（立木売払い収入） 1,000,000 円 効果額　計　1 百万円
平成１８年度 普通財産（宅地売払い収入） 50,000,000 円 1700 ㎡×29,400 円 効果額　計 50 百万円
平成１９年度 普通財産（宅地雑種地売払い収入）20,000,000 円 1000 ㎡×20,000 円 効果額　計 20 百万円
平成２０年度 普通財産（宅地雑種地売払い収入）20,000,000 円 1000 ㎡×20,000 円 効果額　計 20 百万円
平成２１年度 普通財産（宅地雑種地売払い収入）20,000,000 円 1000 ㎡×20,000 円 効果額　計 20 百万円
備考

④職員削減

平成１７年度 職員削減　3 人×4,167,804　12,503,412 円 嘱託職員の活用　5,088,219 円 効果額　計　13 百万円
平成１８年度 職員削減　4 人×4,167,804　16,671,216 円 嘱託職員の活用　5,088,219 円 効果額　計　17 百万円
平成１９年度 職員削減　10 人×4,167,804　41,678,040 円 嘱託職員の活用　5,088,219 円 効果額　計　42 百万円
平成２０年度 職員削減　20 人×4,167,804　83,356,080 円 嘱託職員の活用　5,088,219 円 効果額　計　84 百万円
平成２１年度 職員削減　23 人×4,167,804　95,859,492 円 嘱託職員の活用　5,088,219 円 効果額　計　96 百万円
備考

⑤給与等削減

平成１７年度				
職員	給料			議員 22 名→20 名
	手当	管理職手当 10%→8%　8%→6%　時間外 5%→3%		9,000 千円
		2,488 千円	14,295 千円	
特別職	給料	町長△4%　助役△2%　教育長△1%　578 千円		
	手当	期末手当 4.4→3.3 月分	2,004 千円	効果額　計　29 百万円
平成１８年度				
職員	給料			議員 22 名→20 名
	手当	管理職手当 10%→8%　8%→6%　時間外 5%→3%		9,000 千円
		2,488 千円	14,295 千円	
特別職	給料	町長△4%　助役△2%　教育長△1%　578 千円		
	手当	期末手当 4.4→3.3 月分	2,004 千円	効果額　計　29 百万円
平成１９年度				
職員	給料			議員 22 名→20 名
	手当	管理職手当 10%→8%　8%→6%　時間外 5%→3%		9,000 千円
		2,488 千円	14,295 千円	
特別職	給料	町長△4%　助役△2%　教育長△1%　578 千円		
	手当	期末手当 4.4→3.3 月分	2,004 千円	効果額　計　29 百万円
平成２０年度				
職員	給料			議員 22 名→20 名
	手当	管理職手当 10%→8%　8%→6%　時間外 5%→3%		9,000 千円
		2,488 千円	14,295 千円	
特別職	給料	町長△4%　助役△2%　教育長△1%　578 千円		
	手当	期末手当 4.4→3.3 月分	2,004 千円	効果額　計　29 百万円
平成２１年度				
職員	給料			議員 22 名→20 名
	手当	管理職手当 10%→8%　8%→6%　時間外 5%→3%		9,000 千円
		2,488 千円	14,295 千円	
特別職	給料	町長△4%　助役△2%　教育長△1%　578 千円		
	手当	期末手当 4.4→3.3 月分	2,004 千円	効果額　計　29 百万円
備考				

⑥民間委託による事務事業費削減

平成１７年度	
学校共同調理場 5 ケ所のセンター方式と民間委託方式への移管	
調理員人件費分削減	18,000 千円
公園等維持管理業務の委託	11,000 千円
	効果額　計　29 百万円
平成１８年度	
学校共同調理場 5 ケ所のセンター方式と民間委託方式への移管	
調理員人件費分削減	18,000 千円
公園等維持管理業務の委託	11,000 千円
	効果額　計　29 百万円
平成１９年度	
学校共同調理場 5 ケ所のセンター方式と民間委託方式への移管	
調理員人件費分削減	18,000 千円

公園等維持管理業務の委託　　11,000 千円 効果額　計　29 百万円
平成２０年度 学校共同調理場 5 ケ所のセンター方式と民間委託方式への移管 調理員人件費分削減　　18,000 千円 公園等維持管理業務の委託　　11,000 千円 効果額　計　29 百万円
平成２１年度 学校共同調理場 5 ケ所のセンター方式と民間委託方式への移管 調理員人件費分削減　　18,000 千円 公園等維持管理業務の委託　　11,000 千円 効果額　計　29 百万円
備考

⑦補助金等の整理合理化

平成１７年度 納税組合完納報奨金 3%→2%　　6,803 千円 効果額　計　7 百万円
平成１８年度 納税組合完納報奨金 3%→2%　　6,803 千円 文化振興協会補助金　　6,000 千円 効果額　計　13 百万円
平成１９年度 納税組合完納報奨金 3%→2%　　6,803 千円 文化振興協会補助金　　6,000 千円 効果額　計　13 百万円
平成２０年度 納税組合完納報奨金 3%→2%　　6,803 千円 文化振興協会補助金　　6,000 千円 効果額　計　13 百万円
平成２１年度 納税組合完納報奨金 3%→2%　　6,803 千円 文化振興協会補助金　　6,000 千円 効果額　計　13 百万円
備考